

丹波市教育委員会告示第2号

丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

丹波市教育委員会

丹波市図書館基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市図書館基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、専門的かつ幅広い見地からの意見を反映させるため、丹波市図書館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の素案の作成に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の作成に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、丹波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 丹波市立図書館協議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償及び費用弁償)

第5条 委員の報償及び費用弁償は、丹波市その他の委員等の報償及び費用弁償に関する要綱（平成17年丹波市告示第516号）による。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に

出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部社会教育・文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。